

# 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 事業者団体ヒアリング

## 『令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定後の状況に関する意見等』



一般社団法人 全国介護事業者連盟  
**障害福祉事業部会**

**副理事長・障害福祉事業部会 会長 中川 亮**

令和7年12月4日(木)

# 当団体について

法人形態

法人名

設立年月日

本部所在地

代表者

一般社団法人

全国介護事業者連盟

2018年6月

東京都千代田区麹町4丁目

斎藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする

介護・障害福祉事業者会員数：6,362社 38,636事業所

介護:24,175事業所 障害:14,461事業所

※令和7年12月現在

# 障害福祉現場を取り巻く深刻な環境

障害福祉現場を取り巻く環境は、現在極めて深刻な状況にあります。物価高による影響で事業者の収益環境は厳しく、他産業と同等の賃上げができないことから、所得差が再び開き始めています。

**障害福祉事業所の倒産及び休廃業、解散件数は過去最多**を更新し続けています。**有効求人倍率も4倍を超える過去最高の水準**となり、障害福祉事業者の経営環境の悪化と、福祉人材不足の深刻な状況がデータにも示されています。

加えて、**10月より全国の最低賃金が過去最大の引き上げ幅**となり、**公定価格によって報酬が決められている障害福祉事業者は賃上げ原資が確保できず、更なる経営環境の悪化を招くことから、今後の倒産件数の増加が見込まれます。**

このような状況の中、令和6年度報酬改定後の状況と課題について意見提言をまとめさせていただきます。

# 物価・賃金高騰の現状(1)

就労継続支援B型：定員20名

光熱費	支出額	前年比上昇率
2023年	1,943,479円	
2024年	2,440,831円	26%

# 物価・賃金高騰の現状(2)

共同生活援助:定員29名

	基準基本給	前年比上昇率	2019年比
2019年	159,000円		
2020年	162,000円	2%	
2021年	165,500円	2%	
2022年	172,500円	4%	
2023年	177,000円	3%	
2024年	186,000円	5%	
2025年	197,600円	6%	24%

# 物価・賃金高騰の現状(3)

放課後等デイサービス：定員10名

	賃金(給与)	光熱費	食材費
2023/11～2024/10	126,805,326円	6,655,704円	4,022,120円
2024/11～2025/9	151,847,833円	8,692,175円	5,050,713円
前年比上昇率	20%	31%	26%

# 物価・賃金高騰の現状(4)

## 法人全体

児童発達支援:定員10名 放課後等デイサービス:定員10名(※)

短期入所:定員6名 就労継続支援B型:定員20名

共同生活援助 介護包括型:定員13名、定員20名

計画相談支援、障害児相談支援

8月決算	水道光熱費	前年比上昇率	燃料費	前年比上昇率
2023年	9,185,174円		3,229,770円	
2024年	11,178,905円	22%	5,624,669円	74%
2025年	13,428,735円	20%	6,790,450円	21%

※放課後等デイサービスは2023年が11事業所、2024年が12事業所、2025年が15事業所

# 物価・賃金高騰の現状(5)

就労継続支援B型：定員20名

	ガソリン	前年比上昇率	電気	前年比上昇率
2023年	471,370円		648,157円	
2024年	683,555円	45%	729,407円	13%
2025年	666,058円（見込）	-3%（※）	884,158円（見込）	21%

※ガソリン費減少理由：施設外就労の減少に伴う移動距離が短縮されたため

# 物価・賃金高騰の現状(6)

## 法人全体

生活介護:定員25名 就労継続支援B型:定員10名(生活介護と多機能)

在宅:利用者40名(重度訪問介護・同行援護・行動援護・居宅介護・移動支援)

共同生活援助:定員8名、短期入所2名

放課後等デイサービス:定員5名

	水道光熱費	食材費	消耗品費(※)
2023年	2,829,758円	2,201,468円	938,031円
2024年	4,171,297円	3,056,614円	3,296,368円
前年比上昇率	47%	39%	251%

※消耗品費:日用品、車両管理、業務委託等

# ～令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定後の状況に関する意見等～

## ① 制度持続性

報酬改定後の費用増加に対し、基本報酬単価の減収、加算依存の構造により事業所の収益が悪化し、質の高いサービスの維持に危機感を持っている。

## ② 経営・賃上げ

処遇改善加算の一本化により、申請業務が簡素化され取得できる事業所は増えたが、人件費、採用費の高騰、また最低賃金上昇に報酬改定率が追いつかず厳しい経営を強いられている。

## ③ サービスの質の向上

重度対応、専門職の配置、家族支援など、人材確保及び支援時間等について、法人規模や地域ごとに大きな隔たりがある。更に制度設計の弾力化とより一層の評価が必要だと考える。

# 各サービス種別の令和6年度等障害福祉サービス等 報酬改定後の状況に関する意見

## 1 障害児支援

- ・ 基本報酬の減収(特に放課後等デイサービス)によって利益率が3~5%低下していることに加えて物価・賃料上昇(更新時+10%前後)が経営を圧迫している。
- ・ 時間区分による報酬体系が複雑で分かりにくく地域・自治体により解釈の違いが多々生じており現場で混乱を招いている。
- ・ 児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算、人材確保による加算等、要件が複雑化し中小・零細事業所や中山間地域では人材不足、採用費上昇で実質的に取得が難しいケースが散見されている。また、日毎の人員配置基準に対応すると常勤スタッフの休日取得が困難となり、安定して就労できる職員が減少している。
- ・ 中核機能強化加算について過疎地や中山間地域で算定可能な定員に達することができず加算対象にならないことが散見される。
- ・ 家族支援加算について、電話での相談が多いためオンラインへの切り替えを提案するが、家族に負担を掛けている事例が散見される。
- ・ 延長支援加算について「加算」と聞いてネガティブな印象を持つ家庭も多く、5時間以上の基本報酬の設定含め弹力的な制度設計を検討いただきたい。

## 2 訓練等給付(訓練系・就労系)

- ・ 工賃実績、生産活動実績の報酬算定の強化により、中重度者受け入れの敬遠が発生している。
- ・ 就労継続支援A型事業所は最低賃金上昇に加えてスコア形式への見直し、採用費高騰、物価高騰が重なり経営を圧迫している。また、社会保険加入対象の拡大に関しても大きな懸念を抱いている。
- ・ 現場では「役割創出」「自己肯定率向上」の支援に大きな時間を割いているが、評価する指標がなく支援バランスの調整が難しい。
- ・ 在宅支援の解釈が自治体により大きく異なり不公平な状況を招いている。
- ・ 地域連携会議実施加算の算定回数は年間4回とあるが、医療機関、企業などそれぞれ目的が異なる為、連携は4回を超えることが多く発生している。

## 3 訓練等給付(居住支援系)

- ・ 基本報酬が加算依存型になり、物価高騰、人件費増で赤字補填が常態化している。

- ・「日中支援加算」等の見直しや、支援の質・重度化への対応が評価される体系となった一方、軽度・中等度の利用者が中心の事業所(特に介護サービス包括型)では、実質的な基本報酬単価が伸び悩んでいる。
- ・「福祉・介護職員等処遇改善加算」の一本化により、事務作業はある程度整理されたが、「強度行動障害支援者養成研修」修了者の配置など、上位加算の要件はハードルが高く、小規模法人では研修受講のための代替職員確保ができず、加算算定を断念しているケースが多い。
- ・電気・ガス代の高騰、食材料費の値上げの影響が経営を直撃しているが、利用者からの実費徴収(家賃・食費・光熱費)の値上げは限界があり、事業所が差額を持ち出し(赤字補填)している。

#### 4 介護給付(日中活動系)

- ・基本報酬がサービス提供時間による算定となつたが、解釈が自治体ごとに異なる事例が散見される。
- ・重度者支援について喀痰吸引等実施加算や入浴支援加算などが創設されたが評価方法に課題を感じており、更なる人員配置の緩和や欠席時の対応が必要と考える。

## 5 介護給付(訪問系)

- ・ 基本報酬の削減により、サービスの持続可能性に大きな危機感が生じている。
- ・ 都市部と地方、中山間地域とでは支援背景に大きな差があり、制度や報酬に反映する必要性を感じる。
- ・ 他のサービスに比べて訪問系は処遇改善加算率が高いと指摘されるが、一対一でサービス提供をしており、中山間地域等は特に「移動コスト」「ガソリン代の高騰」等に鑑みると十分ではないと感じている。

## 6 介護給付(施設系)

- ・ 強度行動障害・医療的ケア者への支援に対しての職員確保、採用費高騰に大きな懸念と課題を感じている。
- ・ 新設された送迎減算は利用者ニーズに配慮した柔軟な対応をお願いしたい。

## 7 相談支援

- ・ 令和7年度補正予算によって処遇改善の対象サービスになったことに感謝する一方、これまでの経営難によって蓄積した課題の解消に不安を感じている。

# 令和8年度臨時報酬改定及び 令和9年度報酬改定への意見提言

物価高による障害福祉事業者へのかかり増し経費の対応は不可欠です。従来より複数回講じていただいた対策については、**基金を通じた自治体ごとの対応にバラつきがあり、障害福祉事業者への対応は極めて限定されている**のが現状です。更なる対応において、障害福祉事業者に特化した課題解決に確実につながる対策を検討いただきたくお願ひいたします。

加えて、福祉人材の確保は喫緊の課題であり、令和8年度臨時報酬改定及び令和9年度報酬改定において、**他産業との賃金格差を埋める**早急な対策と従来の待遇改善施策を大幅に上回る、より踏み込んだ抜本的な対応を強く要望いたします。

## ◆提言内容

- ①障害福祉事業者へ限定した物価高への継続的な支援
- ②令和8年度臨時報酬改定及び令和9年度報酬改定による、  
従来の対策を大幅に上回る待遇改善の実施

# 令和8年度臨時報酬改定及び 令和9年度報酬改定への意見提言

## ①障害福祉事業者へ限定した物価高への継続的な支援

数年来の物価高により、障害福祉事業者の運営経費は増大し続けています。公定価格によって報酬が決まっている障害福祉事業者における経営への影響は極めて甚大であり、公的な支援が不可欠です。これまで複数回にわたって対策を講じていただいたことに改めて感謝するとともに、引き続きの支援をお願い申し上げます。

一方、基金を活用したかかり増し経費の対策は、政府対策では複数回予算が確保されているものの、障害福祉事業者に対して一度しか対策が講じられていない自治体も散見され、経営の安定には必ずしも結びついていないのが現状です。

令和8年度臨時報酬改定及び令和9年度報酬改定においては、基本報酬単価の充実等障害福祉事業者の物価高対策に使途を限定した支援を検討くださいようお願いいたします。

# 令和8年度臨時報酬改定及び 令和9年度報酬改定への意見提言

## ②令和8年度臨時報酬改定及び令和9年度報酬改定による、 従来の対策を大幅に上回る処遇改善の実施

人材の確保は有効求人倍率の数字が示す通り、現在最も困難な状況です。解決に向けた最優先事項が処遇改善ですが、物価高による経営への影響も相まって、障害福祉業界は他産業の賃上げに大きく遅れをとっており、結果として所得差が更に拡大しています。

従来から継続的な障害福祉従事者に対する処遇改善策を講じていただいているところですが、現在の状況に鑑みると、これまでの延長線上での対策では他産業との格差を是正することが困難であることから、**次元の異なる規模感での処遇改善の実現を強く要望いたします。**

また、早急な対応が求められることから、**令和8年度臨時報酬改定の実施並びに令和9年度報酬改定において、全産業平均と遜色のない賃上げを実現可能な処遇改善を実施いただくことをお願い申し上げます。**

# 中長期的視点での提言

---

最後に、物価高と最低賃金の上昇が今後も継続していくことに鑑みて、

**物価スライドによる基本報酬単位と、処遇改善加算に限定した毎年の改定を検討お願いたします。**

(従来の3年ごとの様々な見直しは継続すべきとします。)

また、**その際の改定は10月改定とし、最低賃金の見直しに臨機応変に対応**できるよう検討をお願いいたします。

上記は大きな制度見直しとなることから、中長期的な視点での提言として、検討をいただきますよう要望いたします。